

認知症との共生社会の実現を求める意見書

認知症の高齢者が令和七年には約七百万人になると想定されている事に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和五年法律第六十五号。以下「認知症基本法」という。）が先の国会で可決・成立し、令和五年六月十六日に公布された。現在、政府において、関係者の声に丁寧な耳を傾け、政策に反映するため、同法の施行に先立ち、認知症の本人やその家族、有識者を交えた、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議を開催している。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人が持つ個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現という目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって力強く進めて行く時である。

よって政府におかれては、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早く認知症との共生社会を各地域で実現するため、次の措置を講ずるよう強く求める。

一 認知症基本法の円滑な施行に向け、認知症施策推進本部の設置をはじめとする準備に万全を期すこと。特に、認知症の本人が、自身が認知症であることを隠すことなく、朗らかに日常を続けられるように、認知症に対する偏見や差別を解消するため、古い常識の殻を破り、基本的人権に根差した希望のある新しい認知症観を確立する取組を、省庁横断的かつ総合的に、総力を挙げて推進すること。

二 都道府県認知症施策推進計画及び市町村認知症施策推進計画の策定について、今までの延長ではなく、共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にするため、専門人材の派遣など適切な支援を行うとともに、各自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置の在り方を示すこと。

三 地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現を推進する取組を、部門間の縦割りをなくし、総合的な組織の下に推進すること。また、各自治体が施策を適切かつ的確に展開するために、認知症の本人が企画から評価まで参画できる体制のモデルを示すこと。

四 認知症の人の働きたいというニーズをかなえるため、若年性認知症その他の認知症の方々の就労や社会参画を支える体制整備を進め、認知症と診断されても本人の状態に応じて社会の一員として安心して生活できる社会環境を整備すること。

五 独居高齢者の更なる増加が見込まれる中で、一つの事業所で訪問介護、通所、ショートステイまで、一人一人の状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンの介護保険サービスを提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。

六 身寄りのない方を含め、認知症になったとしてもその状態に応じて安全に安心して生活が出来る社会環境の構築に向け、一人一人の意思を最大限に尊重し総合的かつ柔軟に寄り添い支える成年後見制度や身元保証等の在り方について、現状の課題を整理し検討を進めること。また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施体制を整備すること。

七 すべての国民が正しく認知症に向き合う社会を実現するために、認知症発症予防から人の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスや地域の支援を受けることが出来るのか（認知症ケアパス）、さらに、認知症の人を支える周囲の人における意思決定支援の基本的考え方や姿勢、方法、驚かせない！急がせない！自尊心を傷つけない！など配慮すべき事柄等（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン）を、国民が繰り返し学べる環境を整備すること。右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和五年十二月十三日

大分県議会議長 元 吉 俊 博

内閣総理大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

岸田文雄 殿
武見敬三 殿
斉藤鉄夫 殿